

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申

(答申第2940号)

令和4年5月12日

横 情 審 第 2 9 4 0 号
令 和 4 年 5 月 1 2 日

横浜市長 山 中 竹 春 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 藤 原 静 雄

横浜市個人情報の保護に関する条例第53条第1項の規定に基づく諮問に
ついて（答申）

令和元年12月12日都筑こ第3461号による次の諮問について、別紙のとおり答申し
ます。

「心理個別相談記録用紙（特定年月日A、特定年月日B分）」の個人情
報一部開示決定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「心理個別相談記録用紙（特定年月日A、特定年月日B分）」の保有個人情報を一部開示とした決定のうち、別表に示す部分を非開示とした決定は妥当ではなく開示すべきである。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、横浜市長（以下「実施機関」という。）が令和元年11月14日付で行った「心理個別相談記録用紙（特定年月日A、特定年月日B分）」（以下「本件保有個人情報」という。）の個人情報一部開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるといものである。

3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件保有個人情報については、横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号。以下「条例」という。）第22条第3号及び第7号に該当するため一部を非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

(1) 条例第22条第3号の該当性について

本件保有個人情報のうち、本人開示請求者以外の個人のサインは、発達相談員及び当日担当保健師欄の氏名である。

当該氏名は、本人開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人が識別される情報であるため、本号本文に該当し、非開示とした。

当該発達相談員及び当日担当保健師欄は、実施機関の非常勤特別職の職員であり、職員録等でも氏名が公にされておらず、本号ただし書Aには該当しない。また、当該氏名は本号ただし書イ及びウのいずれにも該当しない。

(2) 条例第22条第7号の該当性について

本件保有個人情報のうち、発達検査等欄、行動欄及び所見欄（これらの欄を総称して、以下「検査欄等」という。）には、発達相談員が、相談当日の審査請求人の発達検査の一部の結果、行動及び所見を記録している。心理個別相談は、限られた時間の中で、発達検査の一部を取り入れながら相談を行うため、完全な検査所見ではなく、これらを開示することで、行政の手法や対応が明らかになることにより、相談者に必要な支援、情報管理及び他関係機関との連携が困難になり、今後の事業

遂行において支障を及ぼすため、本号に該当し、非開示とした。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書及び反論書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 対象文書の全部を開示するよう求める。
- (2) 子供に対する暴行虐待の後遺症(PTSD)の一刻も早い治療(ケア)を要する。専門医の受診が必要であり、当然のこととして、専門医は、受診者の「心理個別相談記録用紙」の検査欄等の内容などの病歴を認識する必要がある。
- (3) 審査請求人は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)第12条第1項により自己を本人とする保有個人情報の開示を求めており、他人に関する情報の開示を求めているのではない。行政機関は同法第14条第1号の例外を除いて開示義務があり、審査請求人がしている開示請求は、開示請求者の生命、健康を守るためにしているのであって、法律の例外には該当しない。
- (4) 開示を求めている検査欄等は、条例第22条第3号ただし書きイの「人の生命、健康・・・を保護するため、開示することが必要と認められる情報」に該当する。
- (5) 審査請求人は、「開示請求者以外の個人サイン」の開示を求めている。「開示請求者以外の個人サイン」が開示しないことができる情報というなら、その部分のみを非開示にすればよく、非開示にする部分があることを理由に、その他の開示義務のある部分の開示を拒否することは不当な決定である。
- (6) 非開示は、本人開示請求者の自己に関する情報を知る権利を奪い不当で、次の理由により非開示の理由にはならないと思う。

ア 本人は、発達検査当時の自己に係る検査欄等の内容を知り、今後の治療に利用する必要がある。それらを開示請求者の治療等に利用できないのであれば、行政機関が個別発達相談を行う意味がなくなる。

イ 限られた時間の中で相談を行うため完全な検査所見でないというのは、非開示の理由にならない。限られた時間だから完全な所見でないというなら、初めから完全でない事を承知で無責任に発達検査、相談をしていることになる。行政機関の実施する検査相談を信頼して発達検査、相談を受けているにもかかわらず事後に限られた時間の完全でない検査相談だからといって本人開示請求者に関する情報を非開示とされ、相談者の今後の治療に役立てることができないというのであれば、誰のために、何のために発達相談、検査をしているのかということになる。

ウ 「完全な検査所見ではなく・・・、行政の手法や対応が明らかになることにより、相談者に必要な支援、情報管理及び他関係機関との連携が困難になり、今後の事業遂行に支障を及ぼす」というのも非開示の理由にはなり得ない。

「行政の手法や対応」で、市民に明らかになって不都合なものが横浜市にはあるだろうか。行政の執行は、市民のためのものであり、その手法や対応が透明であることは、民主主義社会では当然のことであり、行政の手法や対応が市民に明らかになるのは困るという理由は民主主義国家では許されないことである。

「相談者に必要な支援、情報管理及び他関係機関との連携が困難になり、今後の事業遂行において支障を及ぼす」というのも理解できない弁明である。

5 審査会の判断

(1) 心理個別相談に係る事務について

ア 心理個別相談とは、実施機関の各区の福祉保健センターにおいて、臨床心理士の資格等を有する発達相談員が、児童の保護者からの相談を受けて児童の発達状況等について助言をし、必要に応じて医療機関の受診又は横浜市地域療育センタ一条例（昭和60年6月横浜市条例第19号）に基づき設置された横浜市地域療育センター等の利用を勧めることで、当該保護者に対する支援を行う事業である。

心理個別相談の対象となる児童（以下「対象児」という。）は、主に、母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条に基づく乳幼児健康診査を受診した乳幼児である。実施機関では、乳幼児健康診査において保護者から相談を受けた場合や問診の内容から必要があると判断した場合に当該乳幼児の保護者に個別に心理個別相談を案内し、当該保護者からの申込みがあったときに心理個別相談を実施する。また、そのほかに実施機関では、おおむね4歳以下の児童について、保護者から区役所に電話相談があった場合等で発達相談員の支援が必要であると判断したときにも心理個別相談を案内している。

イ 心理個別相談に係る保護者（以下「相談者」という。）及び対象児への支援を行うためには、対象児の発達の程度を確認することから、発達相談員は、心理個別相談において、児童の心身の発達の程度を調べるために開発された発達検査等の手法の一部を用いて検査（以下「相談時検査」という。）を行う。

なお、実施機関では、心理個別相談について案内する際又は相談者及び対象児が来庁した際に、相談者に対して相談時検査を行うことを説明し、同意を求めている。同意が得られなければ、心理個別相談において相談時検査は行わない。

ウ 心理個別相談を実施した発達相談員は、相談内容、相談時検査の結果、今後の支援の方向性等を心理個別相談記録用紙に記録する。

心理個別相談用紙は、氏名欄、生年月日欄等の対象児に係る情報を記載する欄、相談内容を記載する主訴欄、対象児の心身の状態や行動の内容及びこれらに係る発達相談員の評価を記載する検査欄等（発達検査等欄、行動欄及び所見欄）及び評価欄、今後の支援の方向性等を記載する助言欄及び方針欄、各欄の記載の補足事項を記載する備考欄並びに発達相談員のサイン欄、実施機関の職員の押印欄等からなる。

(ア) このうち発達検査等欄には、チェックボックスとともに複数の発達検査等の種類が記載されている。発達相談員は、そのうちのいずれかのチェックボックスに印を付すことで、相談時検査においてどの発達検査等の手法の一部を用いたかを記録する。また、発達相談員は、同欄の余白に、発達検査等の手法の一部を用いた結果を記録することがある。

(イ) 次に、行動欄には、特徴的な行動の類型が項目ごとに番号を付して記載されている。発達相談員は、当該番号に印を付すことで、相談時検査における対象児の特徴的な行動を記録する。また、同欄の余白には、具体的な行動の内容が記載されることがある。

(ウ) また、所見欄は、留意点欄と判断欄からなる。このうち留意点欄には、相談者に対する支援に当たり気を付けるべき事項が項目ごとに番号を付して記載されている。発達相談員は、当該番号に印を付すことで、今後の支援における留意点を記録する。次に、判断欄には、児童の心身の状態が項目ごとに番号を付して記載されている。発達相談員は、番号に印を付すことで、児童の心身の状態に係る判断を記録する。留意点欄と判断欄の余白には、具体的な留意点や判断内容が記載されることがある。

(2) 本件保有個人情報について

本件保有個人情報は、実施機関が審査請求人に係る心理個別相談において作成した心理個別相談記録用紙（特定年月日A、特定年月日B分）である。

実施機関は、本件保有個人情報のうち、検査欄等の内容を条例第22条第7号に該当するとして非開示としている。また、本件保有個人情報のうち、本人開示請求者以外の個人のサインを条例第22条第3号に該当するとして非開示としている。

このうち、本人開示請求者以外の個人のサインについては、審査請求人が開示を

求めていないことから当審査会では判断しないこととし、検査欄等の内容の条例第22条第7号該当性について、以下判断する。

(3) 検査欄等の内容の条例第22条第7号該当性について

ア 条例第22条第7号柱書では、「市の機関・・・が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、・・・当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」については、当該保有個人情報を開示しないことができることを規定している。

イ 当審査会で、検査欄等の内容を開示することによる行政運営上の具体的な支障等を確認するため、実施機関に説明を求めたところ、次のとおり説明があった。

(ア) 相談時検査は、発達検査等の手法の一部を用いているものであって、発達検査等そのものではない。このため、心理個別相談記録用紙の検査欄等の記載は、発達検査等の完全な検査所見や正確な診断といえるものではない。

ところが、検査欄等のうち発達検査等欄には発達検査等の種類が記載されており、所見欄には児童の心身の状態が記載されているのであるから、心理個別相談記録用紙の検査欄等の記載を開示すれば、相談者は、当該記載が完全な発達検査等や正確な診断の結果であると誤解し、関係機関での受診又は相談において、当該誤解に基づく説明をすることが考えられる。そうすると、当該説明を受けた関係機関が誤った情報に基づいた支援を行うなど、関係機関での対応に影響が出ることが想定される。なお、関係機関とは、相談者が通院又は受診をする医療機関並びに相談者が利用する横浜市地域療育センター等の療育機関及び障害児通所支援事業所等を指す。

(イ) 区は、専門の医療機関や発達検査を行っている療育機関（以下「専門機関」という。）ではないため、児童の発達について診断又は判定（以下「診断等」という。）をすることはできない。しかし、相談者が心理個別相談記録用紙の検査欄等の記載を正確な診断等であると誤解すると、心理個別相談記録用紙の検査欄等の記載と専門機関の診断等の内容が異なった場合、区と専門機関の双方又はいずれかに不信感を抱き、実施機関が心理個別相談を専門機関の継続支援に繋げることに支障が出るおそれがある。

また、心理個別相談用紙の発達検査等欄の記録はチェックボックスに印を付し、行動欄及び所見欄の記録は項目に付された番号に印を付す簡単なものであり、該当のチェックボックス又は番号に印を付けた理由を詳細に記載するもの

ではないので、当該理由に係る説明が不十分な状態で開示されることで、相談すると区で発達検査をされてしまうという誤解が生じ、心理個別相談に係る相談者との信頼関係が崩れてしまうおそれがある。

(ウ) なお、心理個別相談記録は、関係機関から書面で依頼を受けて、当該関係機関に提供することがある。当該関係機関では、区から情報提供を受けることについて相談者に同意を取った上で当該依頼を行っている。心理個別相談記録の提供を受けた関係機関は、初回の聞き取り内容の決定、診断、支援計画の作成等に係る参考情報として心理個別相談記録を利用している。

(エ) 本件処分は、上記事務の特性によるものであり、特に審査請求人の家庭の状況を踏まえた個別的な判断というものではない。

ウ 以上を踏まえ、当審査会は、次のように判断する。

(ア) 当審査会が、本件保有個人情報を見分したところ、特定年月日A及び特定年月日Bの心理個別相談記録用紙それぞれについて、発達検査等欄には発達検査等の種類のチェックボックスの1つに印が付されており、余白に発達時検査の結果と思われる数式が記載されていることが認められた。また、行動欄及び所見欄の項目の番号の1つ又は複数に印が付されていることが認められた。そして、特定年月日Aの心理個別相談記録用紙については、行動欄の余白に、審査請求人の具体的な行動上の特徴が簡潔に記載されていることが認められた。

なお、開示された評価欄には心理個別相談における対象児の行動及び当該行動に係る発達相談員の所見が、助言欄には相談者が対象児童の発言や行動について発達相談員に話した内容が個別具体的に記載されており、備考欄には児童の行動の特性及び当該特性を踏まえた相談者への助言の内容が記載されていた。

(イ) 実施機関は、心理個別相談記録用紙の検査欄等の記載と専門機関の診断等の内容が異なった場合、心理個別相談を専門機関の継続支援に繋げることに支障が出るおそれがあると主張する。

しかし、当該内容が異なった場合であっても、その理由並びに診断等及び判定の妥当性等の説明を専門機関から受けることで、相談者の納得を得られる結果となることも考えられるし、セカンドオピニオンの観点からしても、相談者が納得できる説明、治療、支援等を受けられる他の専門機関を探すきっかけとなることも考えられる。なお、実施機関からは、専門機関の継続支援に繋げることに支障が出る蓋然性及びその程度については、具体的な説明がない。

また、実施機関は、相談者の誤解による関係機関の対応への影響が想定されること及び区で発達検査をされてしまうという誤解が生じて相談者との信頼関係が崩れてしまうおそれがあることを主張する。

しかし、心理個別相談の前に相談者に相談時検査を行うことを説明し、同意を得て相談時検査を行っているにもかかわらず、相談者及び対象児にその結果を開示することも知らせることもないというのは、不自然である。実施機関が主張するような影響及びおそれは、心理個別相談記録用紙の検査欄等の記載が発達検査又は知能検査の完全な検査所見や正確な診断ではなく、専門機関の診断等とは結論が異なりうること等について心理個別相談の前に十分に説明をすること、心理個別相談記録用紙の書式を改定すること、事務遂行の方式を変更することなどによって防ぐべきものである。

さらに、本件保有個人情報の評価欄及び備考欄には、当該児童の特徴的な言動や行動が相当程度具体的に記載されており、当該記載は既に開示されていることから、行動欄及び所見欄についても、その記載内容は、相当程度推認することができる。

以上を踏まえると、心理個別相談の事務事業遂行の上で、実施機関が主張するような支障があるとは認められないと考えられる。

- (ウ) 一方、実施機関における心理個別相談は、必要に応じて関係機関による支援に繋げることが予定されているし、心理個別相談記録は、関係機関に提供され、関係機関における初回の聞き取り、診断、支援計画の作成等に係る参考情報として用いられているとのことである。

このような情報の使われ方を考えると、相談者及び対象児が心理個別相談記録用紙の検査欄等の情報を得ることは、関係機関においてより適切な助言、支援等を得られることに繋がり、専門機関での継続支援にも資するものであって、行政運営上の具体的な支障等となるものではないと考えられる。

- (エ) したがって、検査欄等の内容を開示しても、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められず、本号本文に該当しない。

(4) 結論

実施機関が、本件保有個人情報を条例第22条第7号に該当するとして別表に示す部分を非開示とした決定は妥当ではなく、開示すべきである。

(第四部会)

委員 松村雅生、委員 金井 恵里可、委員 高橋 良

別表 非開示部分のうち開示すべき部分

保有個人情報	該当箇所	
心理個別相談用紙 (特定年月日A分)	発達検査等欄、行動欄及び所見欄	全て
心理個別相談用紙 (特定年月日B分)		

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
令和元年12月12日	・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
令和2年1月6日	・実施機関から反論書の写しを受理
令和2年1月20日	・実施機関から反論書の差替資料の写しを受理
令和2年1月16日 (第255回第三部会) 令和2年1月24日 (第373回第二部会) 令和2年1月28日 (第335回第一部会)	・諮問の報告
令和3年10月21日 (第1回第四部会)	・審議
令和3年11月8日 (第2回第四部会)	・審議
令和3年12月23日 (第3回第四部会)	・審議
令和4年2月3日 (第4回第四部会)	・審議
令和4年3月3日 (第5回第四部会)	・審議